

令和5年度勝山市商工振興施策

令和5年8月1日作成

【勝山市の融資制度】

制度名	目的	融資対象者	使途 融資限度額	融資期間	融資利率	返済方法	保証料 補給金	利子 補給金	担保・ 保証人	取り扱い 金融機関	
中小企業 振興対策 資金	中小企業者の自主的な経営の 合理化及び近代化を促進し、経 営の安定及び振興を図る。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①市内において引き続き6か月以上同一事 業を営んでいること。 ②市税を完納していること。	設備資金 3,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.30%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り	金融機 関の 定め るこ とよ る。	福井銀行	
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%						
			運転資金 1,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.30%						
				5年超7年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%						
			設備・運転併用 3,000万円 ※運転資金は 1,000万円以内	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.30%						
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%						
小規模 企業振興 対策資金	国が定める小規模零細企業保 証制度に準じて、小規模企業者 に事業資金を融資することによ り、経営の安定及び振興に寄 与することを目的とする。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数20人以下(商業またはサー ビス業の方は5人以下) ②市内において引き続き6か月以上同一事 業を営んでいること。 ③市税を完納していること。	設備資金 1,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	年1.30%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り	*小規模 企業振 興対 策資 金の 場合 は、 原則 とし て信 用保 証協 会の 保証 を付 す。ま た、 保証 人は 原則 とし て法 人の 代表 者の のみ。	北陸銀行 福邦銀行 越前信用 金庫	
				運転資金 1,000万円							7年以内 (据置期間6か月以内)
				設備・運転併用 1,000万円							7年以内 (据置期間6か月以内)
				※ただし、県信用保証協会の保証残高が2,000万円の範囲内							
新規開業 資金	小規模企業を新たに営もうと する者に必要な資金の融資を 行うことにより、新規企業者の 育成を図る。	新たに小規模企業を営む下記の条件を満た す企業者 ①自己資金のみでの新規開業が困難と認め られる人 ②市税を完納していること。	設備資金 1,500万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り	の市内 にある 各支店		
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%						
			運転資金 1,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%						
				5年超7年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%						
			設備・運転併用 2,000万円 ※運転資金は 1,000万円以内	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%						
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%						

【利子補給金】

制度名	目的	概要	補助対象者	補助対象及び補助金の額	備考
中小企業振興 対策資金等 利子補給金	融資を受けた市内の企業者に対 してその金利負担を軽減する。	勝山市中小企業振興対策資金、勝山市小規模企業振興対策資 金、勝山市新規開業資金、勝山市公害防止施設等整備資金お よび小規模事業者経営改善資金(マル経融資)のいずれかの 融資を受けた企業者に対し、その利子補給金を交付します。	市内の中小企業者 ※1企業1件の融資を対象 ※市税を完納していること ※契約に基づき元金及び金利の返 済を行っていること	融資利率の1/2相当額 (各年度上限10万円) ※補給期間は当初の3年以内 ※最低自己負担額:利率の変動 によらず0.1%相当額以上は、 必ず負担することとする。	補給金の申請時には、 利子の支払を証明する金 融機関の証明書等の添付 が必要。

※裏面に「勝山市の補助制度」があります。

融資のお申し込みは取扱金融機関へご相談ください。また、融資利率は変動することがあります。

【令和5年度 勝山市の補助制度】

※裏面に「勝山市の融資制度」があります。

制度名	目的	概要	補助対象者	補助対象及び補助金の額	
中小企業人材育成助成金	人材育成を図る中小企業者に各種人材育成講座受講料の一部を助成することにより、市内中小企業者の体質強化を図る。	(公財)ふくい産業支援センター等の行っている各種人材育成講座を利用した市内の中小企業等に対して、受講費用の一部を助成する。	市内の中小企業者 ※資本金額1億円以上の企業及び他機関の助成制度利用者は除く。	受講料及びテキスト代の1/2以内 限度額は1講座につき5万円、1事業所あたり年10万円まで ※対象講座は、労働者の技術向上(スキルアップ)に必要な職業訓練となる講座であること。ただし新入社員研修は除く。	
商業施設出店促進事業補助金	市内の空地や空き家を活用して出店しようとする新規の事業主、又は新分野に進出しようとする事業主に対し、店舗の開設にかかる費用の一部を補助することにより、市内の出店を強力に推進し、まちの賑わいを創出する。	市内の空地又は空き家を活用して新規に出店する店舗の新築、増改築、改修又は模様替えの工事費及び店舗開設後の土地、建物の賃借料に対し補助金を交付する。 ※勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の景観形成地区(本町通り周辺)での出店については、当該事業を併用すること。	市内の空地又は空き家を活用してサービスの提供等を行う商業施設を新規に出店し営もうとする者、又は新分野に進出し出店しようとする者。	●店舗改修等工事費補助 市内全域 工事費の1/2以内 限度額100万円 (市外に住所を有する方 限度額50万円) ※都市機能誘導区域への出店、または観光の産業化に資する商業施設については補助額を加算 工事費の1/2以内 限度額200万円 (市外に住所を有する方 限度額100万円) ※申請者が女性、または申請時において39歳未満の者については交付限度額を20万円加算 限度額120万円 ※景観形成地区は、景観創出事業の対象経費を除いた工事費が対象 ●土地、建物賃借料補助 店舗部分の土地、建物の賃借料(年間支払額)の1/2以内 ※限度額:月額5万円 ※補助対象期間:3年間(年度ごとに申請が必要)	3年以内に廃業の場合、返還
		※事前に創業塾等を受講し勝山商工会議所の推薦を得ることが必要。			
まちなか賑わい創出事業補助金	勝山市内の商業団体自らが、集客促進の意欲を持って行う観光誘客、市民の消費拡大を目的とした各店舗の売上向上、又は集客促進の事業を支援することにより、まちなかの賑わいを創出し地域経済の活性化を図る。	勝山市内の商業団体自らが、意欲を持って行う観光誘客又は市民の消費拡大を目的とした各店舗の売上向上又は集客促進に寄与する施設整備事業又はイベント等の活性化事業に対し補助金を交付する。 ※大規模小売店舗立地法に該当する店舗も対象	・商店街振興組合 ・市内に所在する5店舗以上が会員となり、5カ年程度の事業計画を定め事業に挑む市長が認める商業団体	●施設整備事業補助 商業振興に役立つと市長が認める共同施設の整備を行う30万円以上の事業の1/2以内 限度額750万円 ●活性化事業補助 新規に商業団体等が行うイベント又は集客チラシ、商店街マップ、包装紙の作成等の事業であって、かつ各店舗の売上向上及び集客促進につながると市長が認める10万円以上の事業の1/2以内 限度額50万円(団体の運営費、食糧費、人件費は除く) ※申請時には5年程度の事業計画書の添付が必要となります。	
おもてなし商品開発等支援事業補助金	新たなお土産物の開発または既存の特産品の付加価値を高め商品化することにより、地域の商工業の発展、観光の産業化、更には雇用の創出を図る。	市内の地場産品・特産物及び恐竜や平泉寺などの勝山市の地域資源を活用した商品の開発または既存の特産品の付加価値を高め商品化し、市内で販売に向けて意欲を持って取組む活動に対し補助金を交付する。	市内の地場産品・特産物及び恐竜や平泉寺などの勝山市の地域資源を扱う事業者、若しくはこれから扱おうとする事業者	●商品開発・販路開拓支援事業 補助対象経費の2/3以内 限度額50万円 ●外部専門家等(中小企業診断士、デザイナー等)への経費 外部専門家に係る経費の10/10以内 限度額10万円	
恐竜店舗改修支援事業補助金	県立恐竜博物館のリニューアルに向けて、店舗に訪れた買い物客等に対して「恐竜といえば勝山」というイメージの浸透を図ると共に、市内での機運を高める。	既存商業施設の店舗全体を恐竜仕様とする改修等事業に対して補助金を交付する。	観光の産業化に資する業種(要綱別表第1)を営む事業者であり、市内を営業拠点とする個人、又は市内に事業所がある法人	①恐竜をモチーフとした改修又は模様替えの設計費及び工事費 ②恐竜モニュメントの制作費、購入費及び設置費 ③恐竜の意匠が施された備品の制作費、購入費及び設置費 ④恐竜のフィギュアや従業員の恐竜仕様の制服等の用品費 ただし①は必ず実施し、②~④のうち2つ以上を実施すること。補助率1/2、上限300万円	5年間の経過報告書提出

補助制度については、実施事業ごとに様々なケースが考えられますので、興味のある方は、必ず事前にお問い合わせください。
*補助金額については、予算の範囲内で交付するため、限度額が変更となる場合があります。

【お問い合わせ先】勝山市商工文化課 〒911-8501 勝山市元町1-1-1
TEL 0779-88-8105 FAX 0779-88-1119
E-mail: syoukou@city.katsuyama.lg.jp